

「別途積立金」要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人能登川地区まちづくり協議会（以下「本会」という。）の、別途積立金（以下「積立金」という。）に関する事項を定め、積立金の運用管理を適正に行うことを目的とする。

(積み立て)

第2条 積立金は、本会が行う事業の実施に要する費用が交付金等の通常収入を上回る場合に備え、積み立てるものとする。

2 積み立てをしたときは、総会で承認を受ける。

(取り崩し)

第3条 積立金の取り崩しは、本会が行う事業の実施に要する費用が通常の収入を上回る場合に行うことができる。

2 取り崩しの額は、総会で議決された額とする。

(管理)

第4条 積立金は、銀行預貯金、その他最も安全かつ確実有利な方法により保管するものとする。

附則

1. この要綱は、令和4年4月28日から施行する。